

大洲喜多

No.
24

2018年8月



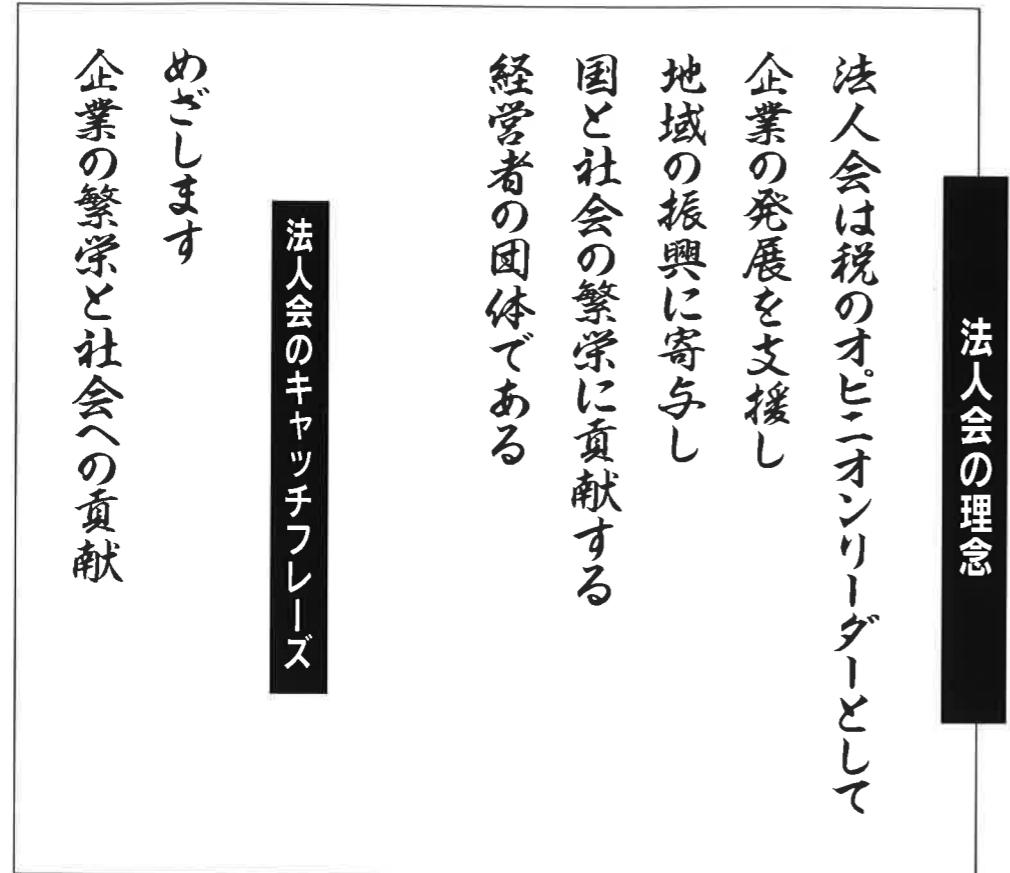
平成30年7月豪雨により被害を受けられた
皆様に心からお見舞い申し上げます。



公益社団法人

大洲喜多法人会

愛媛県大洲市中村210-39 尾張屋ビル2F TEL (0893) 24-7676 FAX (0893) 57-6009
URL:<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/oozukita>



目 次

- 西日本豪雨見舞い 公益社団法人大洲喜多法人会 会長 久保 登 1頁
- 新任のごあいさつ 大洲税務署長 鈴木 辰雄 氏 2頁
- 平成30年7月豪雨で被災された皆様に（高松国税局・税務署） 3頁～4頁
- 平成29年度事業報告（第6回通常総会及び記念講演） 5頁～6頁
- 青年部会＆女性部会コーナー 7頁～8頁
- 法人会新規入会法人紹介 9頁
- 知っておけば役に立つ税情報 10頁

年末調整説明会と軽減税率説明会

インターネットバンキング特別割引制度、インターネットセミナー等

- 住所等の変更届出について 11頁
- 法人会の福利厚生制度（広告）



豪雨災害のお見舞い ～安全・安心な“大洲”を 復興しましょう～

会長 久保 登

(株式会社アイテック代表取締役)

この度の「平成30年7月豪雨」により災害を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。また、会員企業の皆さんには、事業所の損壊、社員や取引先等に被害を受けた方も多く心痛の極みでございます。

大洲市では土砂崩れや河川の増水で犠牲者もあり、改めて被害の大きさに戸惑っておられることかと思いますが、一日も早い復興をお祈りいたします。

被災後幾日たっても、今なお「ご無事でしたか？」というあいさつが交わされています。

市街地ではいまだに生々しい現場が見受けられ、酷暑の中復旧にあたられます皆さんには健康に十分ご留意をしていただきたいと思います。

政府は去る7月24日に今回の豪雨災害を激甚災害の指定をしましたが、大洲が安全で住みよい街になるよう抜本的な災害に強い施策を早急に取り組んでいただきたいと思います。

法人会は地元法人企業や個人経営者のお集まりですが、今回の豪雨被害は県内の企業の被害総額の8割前後がこの大洲に集中しているといわれております。当会のホームページにも融資や救済処置について最新の情報を載せておりますのでお目通しいただければ幸いです。

末尾になりますが、本年5月22日大洲喜多法人会の第6回通常総会が開催され、全議案ご承認いただきました。法人会は、経営者のお集まりで、会員数630社を数える「経営者の団体」でございます。地域の元気は、地元企業のご双肩にかかっているといっても過言ではありません。

会員の皆様とともに頑張って元気な大洲を取り戻しましょう、そして安心して企業活動が出来る大洲にしましょう。がんばりましょう！よろしくお願ひいたします。



大洲税務署長 新任のごあいさつ

大洲税務署署長 鈴木 辰雄

大洲税務署の鈴木でございます。

本年7月、高松国税局から異動してまいりました。よろしくお願ひいたします。

この度の西日本豪雨において被災された方々、そのご家族、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

公益社団法人大洲喜多法人会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会は、会員600余社という大きな組織を擁しておられ、納税意識の向上や地域社会の健全な発展に貢献されております。

これもひとえに久保会長をはじめとする役員の皆様方や会員各位の熱意とご尽力のたまものと深く敬意を表する次第でございます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化や経済活動の国際化・ICT化などにより大きく変化しており、課税、徴収事務は一層複雑・困難なものとなっております。

そのような状況の中で、私どもは納税者利便の向上や事務の効率化を図るとともに、「適正・公平な課税と徴収の実現」に向けて努力していく必要があると考えております。

特に、e-Taxの利用拡大は、納税者の皆様方の利便性の向上につながるものであるとともに、税務行政の簡素・効率化につながる有効な施策として普及及び定着に努めてまいりました。貴会におかれましても率先して利用拡大に向け取り組んでいただいており、改めましてお礼申し上げます。

また、皆様ご承知のとおり、平成31年10月に消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度の実施が予定されています。当署といたしましても、今後、更なる制度の周知・広報に積極的に取り組む所存でございますので、貴会におかれましてもご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

結びに当たりまして、貴会の益々のご発展並びに会員の皆様方のご繁栄とご健勝を心から祈念いたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。

平成30年7月豪雨で被災された皆様に
心からお見舞い申し上げます。

高松国税局・税務署

この度の豪雨により被災された方については、次のような申告・納付等の期限延長、納税の猶予や国税の軽減又は免除等を受けることができます。

《申告・納付などの期限延長》

1 指定地域に納税地のある方

平成30年7月19日、次の地域が国税通則法による申告・納付等の期限延長の対象地域として指定されました（国税庁告示第18号）。

都道府県	指定地域	所轄税務署
愛媛県	宇和島市	宇和島税務署
	大洲市	大洲税務署
	西予市	八幡浜税務署

指定地域に納税地のある方は、平成30年7月5日以降に到来する申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限が自動的に延長されます（「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出する必要はありません。）。

※ 申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災された方の状況に十分配慮して検討し、別途、国税庁告示により定めます。

2 指定地域外に納税地のある方

指定地域外に納税地のある方であっても、この度の豪雨により被災された方については、所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、その承認を受けることにより、平成30年7月5日以降に到来する申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限の延長を受けることができます。

申請書は、所轄税務署の窓口のほか、南予地方局及び各市役所の税務課に備え付けています。

また、高松国税局ホームページ（www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/index.htm）の「平成30年7月豪雨により被害を受けられた皆様方へ」欄にも掲載していますのでご利用ください。

◎ 申告等の期限延長のほか、次のような納税の猶予や国税の軽減又は免除等を受けることができます。

《納税の猶予の申請》

災害により財産に相当な損失を受けた方や、災害により国税を一時に納付することができない方は、申請することによって、原則として1年以内の範囲で納税の猶予が受けられます。

《所得税の軽減又は免除》

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、平成30年分の確定申告の際に、次のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

- ① 住宅・家財などの損害額、又は、災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。
 - ② 住宅や家財の半分以上に損害を受け、かつ、所得金額が一定金額以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税の全部又は一部が軽減されます。
- また、予定納税のある方は、平成30年11月15日までに予定納税（第2期分）の減額申請ができます。

《相続税・贈与税の軽減又は免除》

① 災害が申告期限前の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、課税価格の計算に際し、災害減免法の規定により、それらの財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除されます。

② 災害が申告期限後の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、災害のあった日以後に納付すべき相続税額・贈与税額（延納中又は延納・物納申請中の税額等に限られ、滞納中の税額は除きます。）が、災害減免法の規定により被害の程度に応じて免除されます。

《給与所得者の源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請》

住宅や家財に損害を受けた方は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予又は還付が受けられます。

《被災酒類等の救済措置》

酒類、たばこ、揮発油など（以下「酒類等」という。）の販売業者が販売のために所持していた酒類等が、災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、販売業者の方からの申請に基づき、酒税、たばこ税、揮発油税などの税相当額について、災害減免法による救済措置が受けられます。

《納税証明書の交付手数料》

災害の復旧資金の融資を受けるために使用する納税証明書の交付手数料は、必要ありません。

詳細やご不明な点につきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧いただきか、最寄りの税務署又は電話相談センターにお問い合わせください。

宇和島税務署 TEL (0895) 22-4511
八幡浜税務署 TEL (0894) 22-0800

大洲税務署 TEL (0893) 24-3115

上記の税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内しておりますので、「1」番を選択してください。「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。

第6回通常総会開催！



5月22日大洲喜多法人会の第6回通常総会が開催されました。議事終了後、祝辞を大洲税務署長廣瀬公三様、南予地方局長佐伯登志男様、大洲市副市長松田眞様からいただき、本年は記念講演として東温市の坊っちゃん劇場の3人の役者さんによりますミュージカル「しんみんさん」（一念ずれば花開く—詩人の坂村眞民）をテーマに演じていただきました。

愛媛県法連第6回通常総会で大型保障制度役員加入率表彰の金賞受賞（来賓の中村知事も出席）



大洲喜多法人会では今後、①パソコン講座（エクセル・ワードコース）②中小企業会計セミナー③消費税率の引き上げに伴う軽減税率説明会④年末調整の説明会が開催されます。支部（内子支部、長浜支部、川上支部）に出向いての研修会も開催されます。また、年間を通して3回程度の講演会もあり、どなたでも参加できます。お誘いあわせのうえ多数ご参加いただきますようお願いします。忙しい方にはインターネットセミナーもご覧いただけます。いつでもどこでも大洲喜多法人会のHPからアクセスしてください。災害用のネットもリンクしておりますのでご利用を！

法人会の租税教育活動

法人会の「租税教育活動」は「税知識の普及、納税意識の高揚」の大きな柱と位置付けられており、青年部会を中心に積極的に活動しております。『租税教育』の目的は、我が国の時代を担う児童・生徒に対し、国及び地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割を知っていただき、適正な申告と納税が国民の義務として重要であることを理解していただくことがあります。青年部会が行っております「租税教室」では各学校に赴き、税に関するDVD鑑賞やクイズ、また1億円レプリカに触れていただく体験等、青年部会員が工夫をこらした授業を行い、児童・生徒に税について楽しく学んでもらっています。



H29.11.29 久米小学校
(20名対象)

大野先生が頑張っています。
見守る満野青年部会長…



30.1.24 肱川小学校
(10名対象)

古野講師の税金クイズ
(古森恭平講師作)、好評でした



H29.12.1 大洲南中学校
(77名対象)

みんな古森講師の話に
聞き入っています。

○平成29年度租税教室○

講師をお引き受けいただいた皆様方お疲れ様でした。
ありがとうございました。

学校名	対象数	開催数	開催日	講師等出席者
久米小学校	20名	1	平成29年11月29日	満野真、富永一隆、 大野拓也・祖母井玄
大洲南中学校	77名	2	平成29年12月1日	古森達夫、満野真、祖母井玄
肱川小学校	10名	1	平成30年1月24日	満野真、古野誉、 大野拓也・祖母井玄、高橋美佳
内子小学校	58名	1	平成30年1月26日	満野真、尾花慎太郎、 富永一隆・高橋美佳
新谷小学校	31名	1	平成30年1月29日	満野真、古森恭平、 濱田崇正・祖母井玄
大洲喜多小学校	110名	1	平成30年1月30日	満野真、古森恭平、 中川雄一・祖母井玄

対象校 6校（内中学校1校） 対象児童及び生徒数合計306名 租税教室開催数合計7回

青年部会コーナー ※青年部会員大募集中!!

青年部会は事業所の幹部社員で50歳までの方が対象となり、
年会費は3,000円です。

○6月14日 青年部会第6回交流会議を開催

本年度は、50歳定年制により谷本益高前々青年部会長おひとりの卒業となりました。毎年、ご卒業の部会員様には記念品の贈呈があり感激（？）されておりました。また、交流会議後には大洲税務署長の廣瀬公三様に「税金とお遍路さん」と題した記念講演が行われました。廣瀬署長は、何度も四国八十八か所参りを歩いて巡礼されており、ご自身の経験を元に、私たちが知らない大洲の観光資源や、歩くことが健康につながり税はより有效地に使われることなどのお話に一同聞き入りました。

ご退職のことでしたがお参りの際には大洲にも宿泊をしたいとのことでした。



谷本益高前々青年部会長、ご卒業おめでとうございます。お疲れさまでした。益々のご活躍を心よりお祈りしております。



「税金とお遍路さん」奥が深いです…廣瀬署長の優しい語り口と雰囲気に参加者一同癒されています。

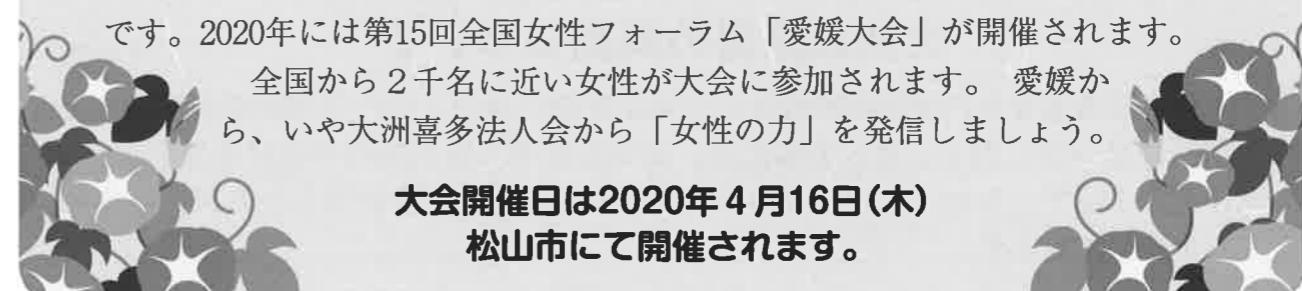
女性部会コーナー ※女性部会員大募集中!!

2020年全国女性フォーラムが愛媛で開催決定！

女性部会は部会員相互の親睦交流の場となっております。年会費は2,000円です。2020年には第15回全国女性フォーラム「愛媛大会」が開催されます。

全国から2千名に近い女性が大会に参加されます。愛媛から、いや大洲喜多法人会から「女性の力」を発信しましょう。

大会開催日は2020年4月16日(木)
松山市にて開催されます。



○6月22日 女性部会第6回交流会議を開催

閉会後、記念講演として演題「笑うヨガには福来る！」で、認定笑いヨガティーチャーの玉井千恵先生のご講演がありました。スライドを使って、分かりやすく若さの秘訣「笑いヨガ」について、解説していただきました。松山市で大人気の玉井先生の笑いヨガの世界…笑いは愛、笑いは希望。笑って泣いて、また笑って…どうか会員の皆様が、毎日笑って過ごせますように。

その後の懇親会も、玉井先生を交えて、大盛り上がり楽しい時間となりました。



佐々木徳美女性部会長の挨拶
美しくて優しくてたくましい女性部会長です。



「笑いは奇跡を起こす力がある」笑いにはすごい力があるようです。その力を信じて、前を向いて笑っていたい。



かなり盛り上がっています。「ホッホッハハハ」10分間の笑いは30分のジョギングと同じ有酸素運動量。お疲れ様でした。なお、交流会議では、全国女性フォーラムが愛媛県開催に当たって組織の強化を女性部会長、及び本会の久保会長よりお願いがありました。現在81名の女性部会員数となりました。苦しい時こそお仲間で支え合いませんか。

●大洲喜多法人会の支部組織について●

大洲喜多法人会の支部は大洲支部（支部長久保登）、内子支部（支部長小野尚久）、長浜支部（支部長東敦弘）、川上支部（支部長大野茂樹）の4支部で組織され定期的に支部交流会議を開催しております。

大洲税務署の異動について

大洲税務署調査部門統括国税調査官竹崎正隆様には法人会の支部研修会等で大変お世話になりましたが、今回の異動で、高知税務署の特別国税特別調査官として、転任されました。なお、後任には古川敏夫様が赴任され、今後法人会の研修会等にてお世話になります。

大洲喜多法人会の新しいお仲間です (平成29年8月から30年7月の入会順)

○ただ今、会員増強月間中です！☆法人会へのご入会をお待ちしております。

法人名	代表者名	所在地	支部名
(株)山斗	石川泰臣	大洲市柚木587-1	大洲支部
(医)今井歯科医院	今井貴彦	大洲市新谷191	大洲支部
(株)富屋金兵衛邸	松本久仁恵	大洲市長浜甲287	長浜支部
BEEF EATER	井上将悟	大洲市若宮920-1	大洲支部
幸音	川田浩二	大洲市中村1057	大洲支部
熊田商店	熊田好宏	大洲市徳森2353-33	大洲支部
(株)エフコーポレーション	福岡忠大	大洲市松尾1-8	大洲支部
矢野木材(同)	矢野新	大洲市新谷甲1801-1	大洲支部
(株)愛媛Tポイント商店街	山本功司	大洲市柚木663-8	大洲支部
(有)エンジョイライフ	水本保	大洲市松尾465	大洲支部
(有)森酢卵研究所	森秀夫	喜多郡内子町内子3707	内子支部
豊翔	大久保正則	大洲市徳森1867-14	大洲支部
スリムビューティ イブ	兵頭真理	大洲市北只1501	大洲支部
スリムビューティ オーラ	河野淳子	大洲市西大洲甲2673	大洲支部
(有)セトケン	坪内繁昇	大洲市八多喜町甲924-1	大洲支部
(有)一光産業	下岡一晴	大洲市柚木1055-2	大洲支部
中国菜館蓮花	廣田実	大洲市中村219-1	大洲支部
(有)イケガミ	池上公毅	大洲市田口甲2405-5	大洲支部
(株)岡どうぶつ病院	岡孝	大洲市中村273	大洲支部
(株)JBPケアサポート	池田賢仁	大洲市東大洲130-3	大洲支部
愛媛フーズ(株)	長尾嘉泰	大洲市八多喜町甲147-1	大洲支部
都市空間設計(株)	松岡国吉	大洲市東大洲159-2	大洲支部
宮栄商事(有)	宮瀬貴久	内子町内子1956	内子支部
田中鮮魚店	田中浩二	大洲市新谷町甲6	大洲支部
Chess and Cheers	元木雅晴	大洲市大洲608	大洲支部
(株)愛媛銀行長浜支店	矢野順子	大洲市長浜甲640	長浜支部
(株)愛媛銀行内子支店	正岡憲吾	喜多郡内子町内子1620	内子支部
ラウンジLP	頼本優香	大洲市田口甲418-2	大洲支部

(順不同)

○知つておけば役に立つ税情報（大洲税務署から）

年末調整説明会と軽減税率説明会 同時開催のお知らせ

平成30年分年末調整説明会日程

開催日	開催時間	会 場
11月15日(木)	13:30～16:00 (約2時間30分)	五十崎自治センター内子町共生館 共生館ホール(内子町平岡甲185-1)
11月19日(月)	9:30～12:00(約2時間30分) 13:30～16:00(約2時間30分)	大洲市総合福祉センター4階 多目的ホール(大洲市東大洲270-1)

※平成30年版「年末調整のしかた」は法人会事務局にて販売しますので、購入希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

なお、説明会当日に会場にて販売しております。2,000円（税込）：事務局（☎0893-24-7676）

法人会からのお知らせ



特別割引制度のご利用を！

法人会からの紹介により、インターネットバンキングの月間手数料が期間限定で6か月間無料となります。業務の効率化やコストダウンのため今こそ始めませんか！

- ① 現金を準備する必要もなく窓口に並んで待つ必要もありません。
- ② 暑い日や寒い日も外出することもなく会社から支払完了
- ③ 窓口が閉まっている夜間や休日でも思い立ったときに支払いができます。
- ④ ソフトでらくらく作成送信するまでは画面上で修正可能です。

多忙で研修会等に参加できない方、インターネットセミナーのご利用を！

豊富なセミナー、一流講師陣がバックアップ！忙しくて研修会に参加できない、そんな方は是非大洲喜多法人会のHPをクリックし、インターネットセミナーにアクセスしてください。ビジネスヒントが見つかります。いつでも、どこでも、好きなだけご利用できます。また、社内研修や社長の自己研さんに活用できます。会員の方は300以上のセミナーが無料で聴講できます。

会員ID:hj3111 パスワード:7676です。

※大洲喜多法人会平成30年度会費の口座振替予定日が9月28日です。
出費ご多端の折とは存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。

会員の皆様へ住所等の変更の際は下記届出書を
法人会事務局までお知らせください

(公社)大洲喜多法人会会員届出事項変更届

平成 年 月 日

公益社団法人 大洲喜多法人会事務局 行
(FAX 0893-57-6009)

法人名

代表者名

次のとおり届出事項に変更があったのでお知らせします。
(変更箇所欄に所要をご記入ください)

届出事項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
法人名		
フリガナ		
代表者名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
資本金額		



総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)



就業障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。



大同生命保険株式会社



AIG 損害保険株式会社

四国支社 松山営業部/愛媛県松山市三番町4-12-4
TEL 089-921-7391

松山支店/愛媛県松山市三番町4-8-11(富士火災松山ビル4F)
TEL 089-946-3815

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内



本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。



Medical Note

お問い合わせ

株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちから